

3-1 書類配布手数料

地域協働課
25-3223

市が発行する「市政だより くれ」や各種の書類を配布していただくことに対し、手数料としてお支払いします。

1 支払い金額（年間）

均等割額（5,000円）＋ 世帯割額（300円×世帯数）

2 支払い時期

前期分は10月上旬、後期分は3月上旬頃になります。

※世帯数の基準日は、前期分については7月1日、後期分については1月4日です。

（参考）書類配布手数料の支払金額と支払時期

支払時期	均等割額	世帯割額	
		単価	世帯数
前期 (10月上旬)	2,500円	150円×世帯数	7月1日の 世帯数
後期 (3月上旬)	2,500円	150円×世帯数	1月4日の 世帯数



3-2 防犯設備電気料金の補助

地域協働課
25-3223

自治会が設置し、維持管理する防犯設備（防犯灯及び防犯カメラ）の電気料金の一部を助成します。

※ 防犯カメラについては、呉市防犯カメラ設置補助を受けて設置した防犯カメラのみが対象です。

【一括前払の場合】

1 請求方法

一括前払分の電気料金領収証と内訳書のコピーを、6月末までに提出してください。（支払日の関係等で間に合わない場合は10月末までに提出）

2 提出先：地域協働課又は各市民センター

3 支払い時期：8月下旬頃（10月末までに提出の場合は1月下旬頃）

4 補助率：一括前払分の電気料金×75%（100円未満は切り捨て）

※ 中国電力を利用されている方については、電気料金の支払いについて一定期間の料金をあらかじめ一括して口座振替で支払うことにより、割引になる制度があります。下記の「らくらく前払プラン」を参考にしてください。

らくらく前払プラン【料金前払契約】について（中国電力ホームページより抜粋）

●このプランをご利用いただけるお客さまは

- ・定額電灯または公衆街路灯Aをご使用のお客さま
- ・電気料金のお支払方法が口座振替のお客さま

●割引額は・・・1契約ごとに1月につき22円の割引です。

●電気料金のお支払いは

- ・お支払い額は適用開始日の契約内容により、1年間の前払額を算定いたします。
- ・1年目の請求月には、前月分料金と併せて前払額をお支払いいただきます。
- ・翌年のお支払いから、燃料費調整額等前年の過不足額の精算を伴います。

●申込先

- ・中国電力呉営業所 Tel0120-138-514（安浦町，豊浜町，豊町を除く。）
- ・中国電力東広島営業所 Tel0120-519-720（安浦町，豊浜町，豊町はこちらへ）

【各月払の場合】

1 請求方法

9月分の電気料金領収証と内訳書のコピーを、10月末までに提出してください。

※ 「8月分」の電気料金を9月に支払う場合があります。提出される際、「9月分」の領収証になっているかどうかご確認ください。

2 提出先：地域協働課又は各市民センター

3 支払い時期：1月下旬頃

4 補助率：9月分の電気料金×12ヶ月×75%（100円未満は切り捨て） （推定の年間電気料）

呉市防犯設備管理補助金交付要綱

地域協働課

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会等が夜間の通行の安全と犯罪の抑止を図ることを目的に設置した防犯灯及び防犯カメラ（以下「防犯設備」という。）の管理に必要な電気料金に対する補助金の交付について、呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「自治会等」とは、地域住民の福祉の向上を図るため、当該住民により組織されている地区自治会連合会、自治会、連絡区その他の住民組織をいう。

2 この要綱において、「防犯灯」とは、自治会等が維持管理する電灯で電気事業法（昭和39年法律第170号第2条第1項第3号）に規定する小売電気事業者（以下「小売電気事業者」という。）の電気供給約款による「公衆街路灯」の取扱いをしているものをいう。

3 この要綱において、「防犯カメラ」とは、自治会等が呉市防犯カメラ設置補助金交付要綱による補助金の交付を受けて設置した防犯カメラをいう。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業は、自治会等が設置した防犯設備の維持管理に資する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、前条に定める事業のうち、防犯設備維持管理に必要となる電気料金で、次の各号のいずれにも該当しないものを対象とする。

(1) 商店街振興を目的とするもの

(2) 広告物、看板、案内板等の照明を目的とするもの

(3) 神社仏閣等の境内、建物等の出入口、駐車場等の照明を目的とするもの

2 防犯カメラに対する補助金は、自治会等が呉市防犯カメラ設置補助金交付要綱による補助金の交付を受けて設置した防犯カメラを対象とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、自治会等が維持管理する防犯設備で、前2項に規定するもの以外の防犯設備を補助金の対象とすることができる。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は小売電気事業者が、補助金を交付する年度の9月に請求した防犯設備に係る電気料金の額に12を乗じて得た額（以下、「基準電気料金」と言う）又は小売電気事業者と自治会等が契約した電気料金の前払契約に基づき小売電気事業者が請求する当該電気料金の額の100分の75以内の額に相当する額とする。

2 防犯カメラの設置場所の事情により、防犯カメラに係る電気料金を小売電気事業者が自治会等に請求できない場合は、設置場所の所有者等が自治会等に請求した電気料金を基に、前項の規定を準用して補助金の額を算定するものとする。この場合において、補助金の額は、小売電気事業者の電気供給約款に定める「定額電灯（小型機器料金）」より算定した額を上限とする。

3 前2項の場合において、当該補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

4 基準電気料金と実際の電気料金に、災害等により差が生じる場合の取扱は、市民部長が別に定める。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、申請書に前条に規定する電気料金の領収書又はその写しを添付するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書その他の書類を受理したときは、速やかにこれらの書類を審査して補助金の交付を決定するものとし、交付を決定したときは交付規則に定める交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(実績の報告)

第8条 自治会等は、事業完了後、その完了の日から40日以内に交付規則に定める実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、提出期限を延長することができる。

- (1) 補助事業等実績報告書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する補助事業等実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付すべき補助金等の額を確定し交付するものとする。

(補助金の請求)

第10条 自治会等は、補助金の請求をしようとするときは交付規則に定める請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 市長は、自治会等が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 交付条件に違反したとき。
- (3) その他市長が不都合と認める行為があったとき。

(事業の見直し)

第12条 市長は、この要綱の規定に基づく補助対象事業の内容について、施行後3年を目処に、施行状況を勘案し、必要と認める場合はその結果に基づき見直し等の措置を講ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほかは、補助金の交付に関し、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から実施する。

- 改正 平成12年4月1日
改正 平成13年4月1日
改正 平成27年12月1日
改正 平成30年12月1日
改正 令和元年9月1日
改正 令和3年4月1日

3-3 屋外掲示板の新設・建て替え・修繕の補助

地域協働課
25-3223

掲示板は、広報活動を円滑にし、地域住民の交流を活性化するための大切な手段の一つです。

市では、地域住民のコミュニケーションの促進や市政の広報等を進めるため掲示板の設置を支援します。

《補助の対象》

- 1 自治会に加入されている世帯数で、50世帯ごとに1基の割合です。
(例) 51世帯の自治会は、2基(端数は切り上げ)
- 2 地主や建物などの所有者から承諾を得たもの。
※ 市道や公園に設置する場合は、事前に市の許可が必要です。

《使用の範囲》

- 1 自治会からのお知らせや市が依頼したポスター・チラシなど。
- 2 政治や宗教的な活動を目的とするものは除く。

《補助額及び補助率》

- 1 新設・建て替え
 - ・補助限度額：50,000円(1基につき)
 - ・補助率：1/2
 - 2 修繕
 - ・補助限度額：25,000円(1基につき)
 - ・補助率：1/2
- ※ いずれの場合(新設・建て替え・修繕)も、100円未満の端数は切り捨て。

《留意事項》

- 1 新設・建て替えの場合、前年度に計画書の提出のないものは、補助できません。
毎年9月末までに、翌年度の設置計画書を、地区自治会連合会長を通して提出してください。
翌年4月以降に、交付申請書を提出した後、交付決定通知を受けてから、工事に着手してください。
 - 2 修繕の場合、当該年度に交付申請書を提出した後、交付決定通知を受けてから、工事に着手してください。
- ※ いずれの場合(新設・建て替え・修繕)も、交付決定を受ける前に着手した場合は、補助できません。
- 3 補助金を受けて、新設・建て替えをした掲示板は10年間、修繕をした掲示板は5年間、再補助できません。
- ※ 天災等により破損した場合は、地域協働課にご相談ください。

屋外掲示板設置補助金交付要綱

地域協働課

(趣旨)

第1条 地域住民相互のコミュニケーションの増進等を図るため、自治会が屋外掲示板設置の事業を行う場合に必要経費の一部を予算の範囲内で補助するものとし、その交付に関しては、呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 屋外掲示板 ポスター、チラシ等を掲出する板面で、支柱を設け、又は壁面などを利用して屋外に設置するものをいう。
- (2) 事業 自治会が屋外掲示板を新設し、又は建て替えを行うことに加え、現在設置している掲示板の修繕を行うことをいう。
- (3) 新設 屋外掲示板を新たに設置することをいう。
- (4) 建て替え 自治会がこの要綱に基づき補助金の交付を受け、又は独自に設置している屋外掲示板を、老朽化等の管理者の責めに帰さない破損に伴い撤去し、更新することをいう。
- (5) 修繕 現在設置している屋外掲示板の板面などの張り替え、若しくは掲示板本体又は支柱を修理することをいう。

(屋外掲示板の基準)

第3条 補助の対象となる屋外掲示板は、次に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 地域住民相互のコミュニケーションを増進すること又は地域住民の生活上必要な情報を提供することを目的として設置するものであること。
- (2) 設置する土地、建物及び工作物の所有者又は管理者から設置することについて承諾を得たものであること。
- (3) 専ら政治又は宗教的な活動を目的とする掲示物に使用しないこと。

(屋外掲示板の設置可能基数)

第4条 この要綱に基づいて補助金の交付を受けて、新設又は建て替えにより設置することができる1自治会当たり屋外掲示板の基数は、補助金交付申請時に自治会の加入世帯数に対して、50世帯につき1基の割合で計算した数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数。次項において「基準数」という。）を限度とする。

2 前項において、新設する屋外掲示板については、この要綱実施前に自治会が設置している屋外掲示板の数が基準数に満たない場合に限り、その数に相当する基数について補助するものとする。

(補助金の額及び再補助)

第5条 市長は、自治会が事業を実施するときは、事業に要する経費の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を補助するものとする。ただし、屋外掲示板1基当たり、新設又は建て替えの場合は50,000円を、修繕の場合は25,000円を限度とする。

2 補助金の交付を受けた屋外掲示板については、新設又は建て替えの場合は、交付後10年を経過するまでは再補助はしないものとし、修繕の場合は、5年を経過するまでは再補助はしないものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会は、屋外掲示板設置補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 屋外掲示板新設等事業計画書及び事業予算書(様式第2号)

(2) 見積書

(3) 位置図・平面図・断面図及び写真(設置位置及び周囲が判るもの)

(4) 承諾書(様式第3号)又は許可書(修繕の場合は不要)

(5) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による交付申請があったときは、関係書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めたときは、速やかに屋外掲示板設置補助金交付決定通知書(様式第4号)により、交付決定するものとする。

(事業実績の報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた自治会は、交付の決定に係る事業が完了した日から40日以内に、屋外掲示板設置事業実績報告書(様式第5号)に屋外掲示板設置収支決算書(様式第6号)と領収書の写し等を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき交付金の額を確定するものとする。

2 補助金の交付額確定に当たり、補助対象経費の減額があった場合は、減額になった補助対象経費をもって補助金額の算出を行う。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、前条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後、屋外掲示板設置補助金(概算払・前金払)交付請求書(様式第7号)に基づいて交付するものとする。

(事業の見直し)

第10条 市長は、この要綱の規定に基づく補助対象事業の内容について、施行後3年を目処に、施行状況を勘案し、必要と認める場合はその結果に基づき見直し等の措置を講ずるものとする。

(屋外掲示板の管理)

第11条 補助金の交付を受けて設置した屋外掲示板は、美観を損なわないように自治会において適切に維持管理しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

改正 令和5年4月1日

3-4 LED防犯灯設置の補助

地域協働課
25-3223

呉市では、夜間における犯罪の防止と通行の安全を図り、犯罪の起こりにくいまちづくりに向けた地域の自主的な防犯活動を支援することを目的に、自治会等がLED防犯灯を設置する場合、費用の一部を補助します。

《補助の対象》

- 1 中国電力株式会社の電気供給規程による「公衆街路灯」の取扱いとなるもの。
- 2 自治会等が設置するLED防犯灯（発光ダイオード等の環境に配慮した高寿命・省電力の光源を使用したもので、蛍光灯・水銀灯などは対象外。）

《補助額及び補助率》

- 1 支柱を併せて設置する場合
 - ・補助限度額：50,000円（1灯につき）
 - ・補助率：2/3
 - 2 支柱なしの場合
 - ・補助限度額：20,000円（1灯につき）
 - ・補助率：2/3
- ※ いずれの場合も、100円未満の端数は切り捨て。

《留意事項》

- 1 工事等の着手前に、必ず地域協働課へ補助金交付申請書、位置図、見積書等を提出してください。
- 2 土地、道路、建物、電柱、NTT柱などに設置する場合、事前にそれぞれの所有者・管理者等からの許可が必要です。なお、希望箇所に取付が可能か、電気工事業者等にご確認ください。
- 3 天災等により破損・故障した既設のLED防犯灯を、器具ごと取り替える場合も対象です。（管球交換のみは対象となりません。）

呉市LED防犯灯設置補助金交付要綱

地域協働課

(要綱の趣旨)

第1条 この要綱は、自治会等が夜間における犯罪の防止と通行の安全を図ることを目的に、LED防犯灯を設置する場合に必要な費用の一部を補助することについて、呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「LED防犯灯」とは、自治会等が設置し維持管理する電灯で、中国電力株式会社の電気供給規程による「公衆街路灯」の適用を受けるものとし、発光ダイオード（LED）等の環境に配慮した高寿命・省電力の光源を使用したものをいう。

(対象)

第3条 補助金の対象は、新たにLED防犯灯を設置する場合、又は天災等による損傷や故障により、既設のLED防犯灯を器具ごと取り替える場合で、次の各号のいずれにも該当しない防犯灯とする。

- (1) 商店街振興を目的とするもの
- (2) 広告物、看板、案内板等の照明を目的とするもの
- (3) 神社仏閣等の境内、建物等の出入口、駐車場等の照明を目的とするもの

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める防犯灯は補助金の対象とすることができる。

(補助金の交付)

第4条 市長は、LED防犯灯を設置する自治会等に、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、LED防犯灯の設置に要する費用の3分の2の額とし、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める金額を限度とする。

- (1) 支柱を併せて設置する場合 1灯につき50,000円
- (2) 前号以外の場合 1灯につき20,000円

2 前項の場合において、当該補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、呉市LED防犯灯設置補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添付し、交付申請するものとする。

- (1) 申請場所の位置図及び写真（取付位置及び周囲が判るもの）
- (2) 設置費用の見積書（内訳が判るもの）の写し
- (3) その他、市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による交付申請があったときは、関係書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めるときは、速やかに呉市LED防犯灯設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付決定するものとする。

(事業実績の報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた自治会等は、交付の決定に係る事業が完了した日から40日以内に、呉市LED防犯灯設置補助事業実績報告書(様式第3号)に領収書の写し等を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき交付金の額を確定するものとする。

2 補助金の交付額確定に当たり、補助対象経費の減額があった場合は、減額になった補助対象経費をもって補助金額の算出を行う。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、前条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後、呉市LED防犯灯設置補助金交付請求書(様式第4号)に基づいて交付するものとする。

(事業の見直し)

第10条 市長は、この要綱の規定に基づく補助対象事業の内容について、施行後3年を目処に、施行状況を勘案し、必要と認める場合はその結果に基づき見直し等の措置を講ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

改正 平成31年3月1日

改正 令和5年4月1日

3-5 自治会集会所の新築・増改築・修繕などの補助

地域協働課
25-3223

地域住民のコミュニティの推進を図るには、話し合いや活動の場所が必要です。そのために、自治会が実施する集会所の新築・増改築・修繕又は買収に要する経費の一部（敷地の買収費等を除く。）を補助し、地域住民のコミュニティ活動を側面から支援します。

《補助の対象》

- 1 新築又は買収の場合は、区域内に他の公共的集会所がなく、かつ、多目的に使用するために設置されたものであること。
- 2 新築等を行うことについて自治会加入者全体の合意があり、かつ、それに要する経費が50万円以上であること。
- 3 補助金の交付を受けた集会所に対しては、交付後20年（増築及び改築を行う場合は10年、修繕を行う場合は5年）を経過しなければ、再補助できません。

《補助額及び補助率》

- 1 新築（買収を含む。）
 - ・補助限度額：7,500,000円
 - ・補助率：
 - ア 50㎡以内の場合
[実質単価×延床面積（50㎡以内）×1/2]
 - イ 50㎡を超える場合（100㎡まで）
[実質単価×50㎡×1/2]+[実質単価×（延床面積㎡-50㎡）×1/3]
 - 2 増築及び改築
 - ・補助限度額：5,000,000円
 - ・補助率：[実質単価×増改築部分の面積（100㎡以内）×1/2]
 - 3 修繕
 - ・補助限度額：1,600,000円
 - ・補助率：修繕に要した経費×1/2
- ※ 新築、増築及び改築の補助金交付対象面積は、100㎡以内です。
※ 実質単価とは、実際に要した経費の1㎡当たりの単価です。

《留意事項》

- 1 毎年9月末までに、翌年度の実施計画書を、地区自治会連合会長を通して提出してください。
- 2 翌年4月以降に、交付申請書を提出した後、交付決定通知を受けてから、工事に着手してください。
- 3 交付決定を受ける前に着手した場合は、補助できません。
- 4 この補助金を受けた整備後は、年1回財産管理状況報告書を提出してください。

呉市自治会集会所新築等補助金交付要綱

地域協働課

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域におけるコミュニティ活動の円滑な推進に寄与することを目的として、自治会が集会所を新築、増築、修繕又は買収（以下「新築等」という。）をする場合には必要な経費の一部を予算の範囲内で補助するものとし、その交付に関しては呉市補助金交付等交付規則（昭和63年呉市規則第24号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 新築 新たに集会所を新築し、又は既存の集会所の全部を除去し、新たに建築することをいう。
- (2) 増築 既存の集会所の床面積を増加させ、建築することをいう。
- (3) 改築 既存の集会所の一部を除去し、引き続きこれを規模、構造の著しく異ならないものを建築することをいう。
- (4) 修繕 集会所の維持管理上必要と認められる補修で改築の程度に至らないものをいう。
- (5) 買収 既存の建築物又はその一部を新たに集会所として購入（購入後集会所として改造するまでを含む。）することをいう。

(補助の要件)

第3条 補助金の交付は、自治会が新築等（消防団の施設を併用する場合を含む。）を行う場合で、かつ、次の各号に掲げる要件に適合する場合とする。ただし、市長が特に必要と認めたときはこの限りではない。

- (1) 新築又は買収の場合は、区域内に他の公共的集会所がなく、かつ、多目的に使用するために設置されたものであること。
- (2) 新築等を行うことについて自治会加入者全体の合意があり、かつ、それに要する経費が50万円以上であること。
- (3) 補助金を受けた集会所については、交付後20年（増築及び改築を行う場合は10年、修繕を行う場合は5年）を経過しなければ再補助はしない。

(対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、新築、増築、改築及び修繕の場合にあっては次の各号に掲げる経費として、買収の場合にあっては該当各号に掲げる経費に相当する経費とする。

- (1) 基礎工事費及び本体工事費（屋根工事費含む。）
- (2) 内外装工事費（畳工事費を含む。）
- (3) 給排水工事費
- (4) 電気工事費
- (5) 仮設工事費
- (6) その他市長が認めた工事費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は別表の基準による。

2 補助金の額を算出する場合において、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会は、呉市自治会集会所新築等補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 自治会集会所新築等事業計画書及び事業予算書(様式第2号)

(2) 土地所有及び利用に関する書類

(3) 加入者の同意を示す書類

(4) 見積書

(5) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による交付申請があったときは、関係書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めたときは、速やかに呉市自治会集会所新築等補助金交付決定通知書(様式第3号)により、交付決定するものとする。

(事業実績の報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた自治会等は、交付の決定に係る事業が完了した日から40日以内に、呉市自治会集会所新築等事業実績報告書(様式第4号)に自治会集会所新築等収支決算書(様式第5号)と自治会集会所工事(所有権移転登記)完了届(様式第6号)及び領収書の写し等を添付して、市長に提出しなければならない。

2 自治会は、当該補助金により自治会集会所を整備したときは、整備した翌年度から5年間、財産管理状況報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき交付金の額を確定するものとする。

2 補助金の交付額確定に当たり、補助対象経費の減額があった場合は、減額になった補助対象経費をもって補助金額の算出を行う。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、前条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後、呉市自治会集会所新築等補助金(概算払・前金払)交付請求書(様式第8号)に基づいて交付するものとする。

(事業の見直し)

第10条 市長は、この要綱の規定に基づく補助対象事業の内容について、施行後3年を目処に、施行状況を勘案し、必要と認める場合はその結果に基づき見直し等の措置を講ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

改正 令和5年4月1日

補助金額算定基準

1 新築及び増改築

(1) 実質単価

実際に要した経費の1㎡当たりの単価

(2) 補助対象面積

補助金交付の対象となる床面積は、新築及び増改築の部分については100㎡以内とし、それを越える部分については対象としない。

(3) 補助額の算定基準

ア 新築（買収を含む。）

・補助限度額：7,500,000円

・補助率：

50㎡以内の場合

[実質単価×延床面積（50㎡以内）×1/2]

50㎡を超える場合（100㎡まで）

[実質単価×50㎡×1/2] + [実質単価×（延床面積㎡－50㎡）×1/3]

イ 増築及び改築

・補助限度額：5,000,000円

・補助率：[実質単価×増改築部分の面積（100㎡以内）×1/2]

2 修繕

・補助限度額：1,600,000円

・補助率：修繕に要した経費×1/2

3-6 防犯カメラ設置の補助

地域協働課
25-3223

呉市では、犯罪の起こりにくいまちづくりに向けた地域の自主的な防犯活動を支援することを目的に、不特定多数の者が利用する道路等の公共空間を撮影対象として、自治会等が防犯カメラを設置する場合、費用の一部を補助します。

《補助の対象》

- 1 防犯カメラの購入及び設置に要する経費
(購入に併せて支払う保守点検料を含む。)
- 2 防犯カメラの設置を示す看板の設置に要する経費

《補助額及び補助率》

- ・補助限度額：300,000円(1台につき)
 - ・補助率：3/4
- ※1,000円未満の端数は切り捨て。

《留意事項》

- 1 毎年9月末までに、翌年度の設置計画書を、地区自治会連合会長を通して提出してください。
- 2 翌年4月以降に、交付申請書を提出した後、交付決定通知を受けてから、工事に着手してください。
- 3 交付決定を受ける前に着手した場合は、補助できません。

《申請方法》申請に当たっては、次の要領で手続を進めてください。

- 1 防犯カメラの設置については、設置したい場所の近隣住民の方の意見も交え、団体内でよく話し合い理解を得るとともに、事前協議の前に総会等で承認を得てください。
- 2 設置場所の所有者等から設置の承認や許可の内諾を得てください。
- 3 防犯カメラの設置を効果的なものとするため、あらかじめ設置場所等について管轄の警察署に相談し、アドバイスを受けてください。
- 4 複数の業者から見積をとるなどし、設置や維持管理に要する費用についても十分に検討してください。
- 5 設置場所については、団体内で優先順位を付けてください。

《主な遵守事項》

- 1 撮影対象は道路等の公共空間とし、防犯カメラを設置していることを表示した看板を設置してください。
- 2 設置団体において「防犯カメラ管理運用規程」を作成してください。
- 3 撮影した映像及び記録したデータを適正に管理・運用するために、「管理運用責任者」及び「操作取扱者」を指定してください。
- 4 映像の目的外での利用者や第三者への提供はできません。ただし、法令に基づく照会や人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急の必要がある場合等は提供できるものとします。
- 5 5年以上適切に維持管理し、毎年、財産管理状況報告書を提出してください。5年以内に廃止する場合は、補助金の返還対象となります。

呉市防犯カメラ設置補助金交付要綱

地域協働課

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪の起こりにくいまちづくりに向けた地域の自主的な防犯活動を支援するため、自治会等が行う防犯カメラ設置に対する補助金の交付に関し、呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「防犯カメラ」とは、犯罪の抑止を目的とし、不特定多数の者が利用する道路等の公共空間を撮影対象として特定の場所に常設される撮影装置で録画機能を備えているもの（関連機器を含む。）をいう。

(交付の対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者は、自治会、自治会連合会その他市長が適当と認める団体とする。

(交付の対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、防犯カメラの設置に要する次に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

(1) 防犯カメラの購入及び設置に要する経費（購入に併せて支払う保守点検料を含む。）

(2) 防犯カメラの設置を示す看板の設置に要する経費

2 修理費、保守点検料等の維持管理費、移設費、撤去費その他の防犯カメラ設置後に新たに生じる経費は補助の対象としない。

(防犯カメラの機能)

第5条 防犯カメラは、次に定める機能を有するものとする。

区 分		仕 様
撮影機能	有効画素数	38万画素以上
	作動時間等	1日24時間又は必要時に作動し、夜間も人物等が特定できる撮影ができること。
録画機能	録画期間	7日間以上
	1秒間の記録間隔	1コマ以上
	記録画像サイズ	640×480画素以上
	記録媒体	USBメモリー、DVD-R等の外部記録媒体に画像が複写できること。メモリーカード又はハードディスク等の画像記録媒体を備えること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、防犯カメラ1台につき補助対象経費の4分の3以内の額とし、30万円を限度とする。

2 前項に定める補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事前協議)

第7条 補助金交付を申請する者は、事前に呉市防犯カメラ設置補助金事前協議申請

書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面
- (2) 団体規約及び役員名簿

（交付の内示）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、呉市防犯カメラ設置補助内示書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査により不相当と認めるときは、速やかに交付しない旨を決定し、申請者に通知するものとする。

（交付の申請）

第9条 前条第1項の規定による補助金交付の内示を受けた者は、呉市防犯カメラ設置補助金交付申請書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面及び写真
- (2) 収支予算書（様式第4号）
- (3) 補助対象経費に係る見積書
- (4) 防犯カメラを設置する場所の所有者等の承認書（様式第5号）の写し
- (5) 設置する防犯カメラの資料（第5条で規定する機能が確認できるカタログ、仕様書等）
- (6) 道路交通法その他の法令に基づく許可等を受けた場合は、それを証する書類の写し
- (7) 防犯カメラ管理運用規程
- (8) 管理運用責任者及び操作取扱者届出書（様式第6号）
- (9) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第10条 市長は、前条の規定による補助金交付の申請があったときは、その内容を書類及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付を決定し、呉市防犯カメラ設置補助金交付決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査により、補助金を交付することが不相当と認めるときは、速やかに交付しない旨を決定し、申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第11条 市長は、補助金の交付を決定する場合には、次の条件を付するものとする。

- (1) 別に定める呉市防犯カメラ設置補助事業管理運用要領を遵守すること。
- (2) 防犯カメラ設置者は、当該防犯カメラを適切に維持管理及び運用し、防犯カメラを廃止するまで、毎年、防犯カメラ管理状況報告書（様式第8号）を市長に提出すること。
- (3) 防犯カメラを設置した後に、防犯カメラの設置場所の変更又は廃止をしようとする場合は、市長の承認を受けること。
- (4) 防犯カメラを設置後5年以内に廃止する場合は、補助金の全部又は一部の返還に依ること。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その限りでない。
- (5) 前2号の規定に基づき、防犯カメラを廃止又は設置場所を変更する場合は、責

任を持って当該設置場所を原状復旧すること。

(6) 管理運用責任者又は操作取扱者に変更があった時は、速やかに第9条第8号に規定する管理運用責任者及び操作取扱者届出書を市長に提出すること。

(7) 防犯カメラの設置工事等を、次のア又はイのいずれかに該当する者にその全部又は一部を委任し、又は請け負わせないこと。

ア 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員

イ 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定により公表が行われている者

（実績の報告）

第12条 第10条第1項の規定により補助金交付が決定し、防犯カメラを設置した者（以下「防犯カメラ設置者」という。）は、設置及び支払が完了した日から40日以内に呉市防犯カメラ設置事業実績報告書（様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 設置した防犯カメラにより撮影された画像

(2) 設置後の現況写真

(3) 収支決算書（様式第10号）

(4) 設置費用に係る領収証書その他収支の事実を証する書類又はその写し

(5) その他市長が必要と認める書類

（額の確定）

第13条 市長は、前条に規定する呉市防犯カメラ設置事業実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金額を確定し、これを呉市防犯カメラ設置補助金額確定通知書（様式第11号）により防犯カメラ設置者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 防犯カメラ設置者は、前条の規定により確定した補助金の交付を受けようとするときには、呉市防犯カメラ設置補助金交付請求書兼委任状（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の概算払い）

第15条 市長は、設置事業について必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 防犯カメラ設置者は、概算払を受けようとするときは、呉市防犯カメラ設置補助金概算払請求書兼委任状（様式第13号）により、市長に請求しなければならない。

（書類の保存）

第16条 防犯カメラ設置者は、防犯カメラの補助金交付及び設置に係る書類を、設置が完了した日から5年間保存しておかななければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

改正 平成30年11月1日

3-7 自治会長に対する市長感謝状贈呈内規

地域協働課
25-3223

自治会長として通算5年以上ご活躍いただいた方に、自治会連合会総会で感謝状と記念品を贈呈しています。

感謝状の対象者

次のいずれかに該当する方に、市長から感謝状と記念品を贈呈しています。

- 1 自治会長を通算満5年つとめられた方（以降5年ごと）
- 2 地区連合会長を通算満10年つとめられた方（以降5年ごと）
- 3 地区連合会長を通算満3年つとめられて退任された方（ただし既に受領した方は除く。）

※ 毎年4月頃地区連合会長を通じて、感謝状受領該当者の確認をしています。

3-8 資源の集団回収に対する報償金交付

環境政策課
25-3301

一般家庭から排出される廃棄物のうち再資源化できるものを、自主的に回収した団体に対して、報償金を交付します。

1 団体の登録

資源集団回収を実施する前に、呉市資源集団回収団体登録届出書を環境政策課又は各市民センターへ提出してください。

※ 登録事項（代表者等）に変更が生じた場合には、呉市資源集団回収団体登録事項変更届出書を提出してください。

2 回収先

呉資源集団回収協同組合加入業者
(呉資源集団回収協同組合 TEL 23-5800)

3 報償金算定方法

実施団体ごとに回収量 1 kgにつき 6 円（回収量 1 kg未満は四捨五入）

4 報償金請求方法

- (1) 上半期：1月1日から6月30日までに実施したもの
受 付：8月1日から末日まで
交 付：9月末日までに交付
- (2) 下半期：7月1日から12月31日までに実施したもの
受 付：2月1日から末日まで
交 付：3月末日までに交付

5 提出先及び提出書類

環境政策課又は各市民センターへ以下の書類を提出してください。

- ・呉市資源集団回収団体報償金交付申請書
- ・呉市資源集団回収団体実績報告書
- ・集団回収伝票

3-9 ごみステーション設置等工事費補助

環境業務課
74-9100

自治会等がごみステーションの設置等を実施する場合に必要な経費の一部を補助するものです。

1 補助金交付要件

- ・自治会等が実施するごみステーションの新設及び建て替え
- ・単年度、1自治会等において最大2ヶ所を限度
- ・呉市ごみステーション設置要領に適合したもの
- ・事業の実施に当たっては、土地所有者、管理者及び公共施設管理者の承諾が得られること

2 対象

地域で設置，管理するごみステーション

3 申請方法

事前に環境業務課と打合せのうえ，交付申請書及び添付書類（見積書・設計図等）を提出してください。

4 提出先

環境業務課（環境政策課，地域協働課，各市民センター経由で提出してください。）

5 補助額

経費の3分の2で限度額50,000円（100円未満は切り捨て）

6 その他

工事完了後の申請はできません。必ず，施行前に申請をお願いします。

3-10 ごみステーション管理・リサイクル推進助成金の交付

環境業務課
74-9100

ごみステーションの維持管理及び分別等に必要な費用の一部を助成するものです。

1 対象

自ら管理しているごみステーションがあり、呉市が委嘱したリサイクル推進員がおられる自治会、連絡区等

2 請求方法

毎年度12月に所定の「ごみステーション維持管理状況報告書」を提出してください。

3 提出先

環境業務課（環境政策課，地域協働課，各市民センター経由で提出してください。）

4 支払い時期

毎年度2月下旬頃

5 支給基準

自治会等世帯数	助成金の額
49世帯まで	5,000円
99 "	10,000円
199 "	15,000円
399 "	20,000円
599 "	30,000円
799 "	40,000円
999 "	50,000円
1,000世帯以上	60,000円

3-11 地域緑化推進事業助成

公益社団法人広島県みどり推進機構呉市支部（農林水産課）
25-3317

みどりづくり活動をしている学校や地域の団体、グループに対して、緑の募金の一部から事業費の助成を行います。

1 申請者の条件

次の要件に該当する呉市内の学校、団体、グループ等

- (1) 明確にみどりづくり等を目的とし、営利を目的とした団体でないこと。
- (2) 自主的に活動する団体であること。
- (3) 申請した事業を完遂し、当支部が求める適正な報告ができる団体であること。
- (4) 事前に関係諸機関との調整を行っていること。

2 対象事業

- (1) 学校環境緑化など青少年の緑化活動を促進する事業
- (2) 地域住民等の参加による緑化活動を推進する事業
- (3) 森林・みどりの環境整備を推進する事業
- (4) その他上記に準じる森林整備及び緑化推進を目的とする事業

3 応募期間

毎年3月

4 事業期間

3月1日以降に開始し、11月20日までに完了するもの

5 助成金の額

1団体につき3万円を限度とします。ただし、助成額は、申請者数、申請内容等により変わります。

6 助成対象費用

おおむね次の経費が対象となります（内容が確認できる領収書があるものに限り
ます。）。なお、飲食代、記念品代、労務費、業者への委託費等は対象外です。

- (1) 行動費（傷害保険料、施設借上料、指導者謝金）
- (2) 資材運搬費（車両借上料）
- (3) 資材費（樹木、苗、支柱、樹名札、肥料代等）

7 応募方法及び決定通知

当支部指定の事業計画書に必要な事項を御記入の上、提出してください。事業計画書の様式につきましては、御連絡いただければ送付します。応募期間終了後に当支部で審査及び決定して通知します。